平成２５年度　福井県公共工事入札監視委員会審議状況報告

福井県公共工事入札監視委員会要領第５の規定により、平成２５年度の審議状況について下記のとおり報告します。

平成２６年３月３１日

福 井 県 知 事　様

福井県公共工事入札監視委員会

記

1　開催状況

《第１回》

（１）日　時　　平成２５年６月１２日（水）　９：３０ ～ １１：３０

（２）場　所　　県庁３階　第４委員会室

（３）出席委員　金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員

・入札および契約に係る制度の運用について

・抽出事案審議

ア　広域河川改修工事その５工事

イ　和田港海岸海岸環境整備事業（地域自主戦略交付金）和田２４－３

ウ　港湾施設改良費統合補助事業（防災・安全交付金）その３工事

エ　平成２４年度農道保全対策事業若狭２期地区第９号工事

オ　漁港防災対策支援事業

・談合その他の不正行為に関する事項について

《第２回》

（１）日　時　　平成２５年８月２８日（水）　１３：３０ ～ １５：３０

（２）場　所　　県庁３階　第３委員会室

（３）出席委員　荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員

・入札および契約に係る制度の運用について

・抽出事案審議

ア　野外恐竜博物館建築工事（展示場棟）

イ　雪寒地域道路（防雪）工事（防災・安全交付金）その２工事

ウ　道路改良工事（社会資本整備総合交付金）その１９工事

エ　平成２４年度経営体育成基盤整備事業（土地総）第１９号工事

オ　臨海下水道事業生物汚泥脱水機更新工事

・談合その他の不正行為に関する事項について

《第３回》
（１）日　時　　平成２５年１１月１３日（水）　１３：３０ ～ １５：３０
（２）場　所　　県庁３階　第３委員会室
（３）出席委員　荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
・入札および契約に係る制度の運用について
・抽出事案審議
ア　流域治水対策河川工事（社会資本整備総合交付金）・道路改良工事（社会資本整備総合交付金）合併工事
イ　雪寒地域道路（消雪）修繕工事（防災・安全交付金）
ウ　平成２４年度復旧治山工事（火山）（補正）
エ　平成２５年度中山間地域総合整備事業（一般型）河和田地区第２号工事
オ　交通管制センター映像表示装置更新工事
・談合その他の不正行為に関する事項について

《臨時》
（１）日　時　　平成２６年２月４日（火）　１３：３０ ～ １５：３０
（２）場　所　　県庁３階　第４委員会室
（３）出席委員　荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
・入札契約制度に関する検討について

《第４回》
（１）日　時　　平成２６年３月２６日（水）　９：３０ ～ １１：３０
（２）場　所　　県庁６階　大会議室
（３）出席委員　荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
・入札および契約に係る制度の運用について
・抽出事案審議
ア　一乗谷朝倉氏遺跡上城戸跡修理整備工事
イ　道路災害復旧工事２５災１１０号その１
ウ　橋梁補修工事（防災・安全交付金）平野２５－１
エ　吉野瀬川ダム建設工事（社会特会）その８工事
オ　平成２５年度　農道保全対策事業　坂井北部地区第１号工事
・談合その他の不正行為に関する事項について

２　主な質疑および説明
（１）入札制度全般
Q　当工事は平成２５年３月１９日開札であるが、入札公告では工期が平成２５年３月２９日までとなっており、スケジュールの設定に無理があったのではないか。（第１回ア）
A　入札公告において、繰越予算に関する承認が得られたときは工期を１３０日間に変更するとしている。３月４日の公告時点ではまだ承認されていなかったが、３月１９日に承認されており、工期は十分に確保されている。

Q　入札結果をみると失格になった業者が多いが、どのような理由が考えられるか。（第１回ウ）

A　設計額に占める材料費の割合が高い工事であり、見積り額に差がつきにくいためではないかと考えられる。

Q　最低制限価格に近い金額で落札しているが、落札業者の採算が悪化しないよう、一般管理費の見直しなどが必要ではないか。（第１回エ）

A　最低制限価格の算定における一般管理費の算入率を６月１０日から引き上げている。

Q　入札公告中、入札に参加する者に必要な資格として記載のある「主たる営業所」とは何を指すか。（第１回オ）

A　建設業法第３条第１項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所のことをいい、いわゆる本店のことを指す。

Q　今回の落石防護柵や植生基材吹き付け工事を法面造成工事から切り離して分割発注したのはなぜか。（第２回ウ）

A　今回の工事場所のすぐ先でトンネル工事を行っており、工事車両の出入りが多くあるため、今回の工事の工事用車両や資材置き場を十分に確保することが困難であると考えられたためである。

Q　設計図書等の電子閲覧をしなかったため失格になった者があるが、事前に設計書や図面を見ずに入札することは著しく不誠実な行為にはあたらないのか。（第３回イ）

A　入札を遅滞させるものではないので、指名停止等の対象となる不誠実な行為とはしていない。

Q　平成２４年６月に石垣が毀損してから復原整備工事を発注するまで約１年もかかったのはなぜか。（第４回ア）

A　国の史跡であることから国との協議も必要であり、また国庫補助を活用しながら工事に要する予算を確保したためである。工事に着手するまではブルーシートで保護するなど、崩壊が進展しないよう対処している。

Q　入札参加資格としている配置すべきノズルマンやガンマンといったオペレータは、自社で雇用する者か。入札に参加する業者は、このオペレータを雇用していると考えてよいか。（第４回エ）

A　そのとおりである。オペレータに関する入札参加資格として、自社と３か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者としている。

（２）総合評価落札方式関係

Q　総合評価落札方式で行った結果、価格順位３位の業者が評価値で１位となり落札者となっているが、評価値が高かった理由は何か。（第１回イ）

A　他の入札参加者と比較して、地域精通度および工事成績の技術評価点が高かったためである。

Q　入札参加資格を工事施工場所のある大野市の業者に絞るのであれば、全員が工事実施市町に営業所をもつことから総合評価の地域精通度の評価点が同じになり評価項目として不要ではないか。（第３回イ）

A　今回の工事は、入札参加資格を奥越土木事務所管内に営業所を有することとしていることから大野市と勝山市の業者に入札参加資格があり、総合評価における評価点は業者により異なることになる。

Q　入札価格順位３位の者が総合評価により逆転して落札しているが、自社の技術評価点が高い業者は他社の技術評価点を予想して高い入札金額を入れてくるのか。（第３回ア）

A　配置する予定の技術者などにより評価点が変わるため他社の入札金額を推測することは難しいと思われるが、自社の技術評価点の加算が高いと見込む業者は、ある程度は高い価格を入れても総合評

価で逆転できると考えているところもあるようだ。

Q　入札参加資格では１級または２級の該当資格を持つ技術者を配置することとしているが、総合評価の技術評価点としては１級の技術者を配置する場合に加点評価しているのか。（第３回ウ）

A　そうである。なお、総合評価の技術評価点は資格と施工経験の両方を評価しており、２級の技術者であっても同種工事の施工実績がある場合は評価している。

Q　入札参加業者数が１者であったが、入札参加資格に設定した施工実績と配置予定技術者の要件を満たす業者が複数あることは事前に見込んでいたか。（第４回オ）

A　応札したのは１者のみであったが、事前に入札参加要件を満たす業者は複数あることを見込んでいる。

Q　総合評価落札方式によった工事の中に工事成績評点が低いものが数件あるがどういった理由があったか。（第４回）

A　工事中に事故を起こして工事関係者に負傷者を生じさせたことにより減点評価されたことなどが原因である。

（３）その他

Q　現場代理人が配置できないことを理由に契約締結を辞退したことによる指名停止措置とのことだが、例えば配置予定の現場代理人が急病で配置できなくなったような場合であっても指名停止となるのか。

A　理由の如何を問わず、落札決定後の辞退については指名停止となる。

3　検討を要する事項

下記事項について、委員より意見あり

・道路・トンネル・橋梁等の維持・管理・補修業務が今後重要となる中で、専門業者も育ちにくく利幅も薄いことから辞退をする業者は多いようだが、そのような弊害を避けるために、維持・管理・補修業務を一括して契約することを検討してはどうか。（第２回）